

令和元年 10 月 4 日

鹿 児 島 県 知 事 三反園 訓 殿
鹿児島県公安委員会委員長 鑪野 孝清 殿
出 水 市 長 椎木 伸一 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二(弁護士)
(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員・荒川区児
童相談所設立アドバイザー)

児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 8 月 27 日、鹿児島県出水市で 4 歳の女兒、大塚璃愛来(りあら)ちゃんが死亡し(死因は溺死)、母親と同居する男が頭部を殴ったとして暴行罪で逮捕されました。報道によると、7 月まで住んでいた薩摩川内市で今春警察が 4 回も夜中に家を出されるなどしていた璃愛来ちゃんを保護し、鹿児島県の児童相談所に一時保護が必要だと 2 回も申し入れていましたが、児童相談所は「親子の愛着が感じられるなど一時保護を必要と判断しなかった」とし、4 月 3 日に家庭訪問して以降一度も家庭訪問していませんでした。8 月 5 日には、転居した出水市で病院が璃愛来ちゃんに複数の青あざがあると出水市に通告しましたが、市は児童相談所にも警察にも連絡しませんでした。同 7 日に転入を把握した出水警察署が家庭訪問の有無等を市に尋ねた際にも、市は警察にあざがあったことを伝えていませんでした。また、保育所には 3 ヶ月で 15 日しか登園していなかったとされています。

昨年から今年にかけて、東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件、千葉県野田市中心愛さん虐待死事件、札幌市詩梨ちゃん虐待死事件等児童相談所が警察と情報

共有の上連携して活動していれば確実に救えたはずの子どもが救えない事件が続いています。鹿児島県でも本年に入り虐待事件が多発し、警察との虐待案件の共有も一部にとどまっていたことから、当職は、本年 5 月に鹿児島県庁と県警本部を訪れ、このままでは鹿児島県でも上記と同様の事件が起こる危険があることから、速やかに児童相談所と市町村、警察との虐待案件の全件共有と連携しての活動を実施していただくよう要望しました。しかし、鹿児島県は受け入れないまま今に至り、かかる悲惨な虐待死事件を引き起こしてしまいました。

2 私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、全日本私立幼稚園連合会、東京都小学校 PTA 協議会等多数のご賛同を得て(添付資料ご参照)、子ども虐待死ゼロと虐待される子どもを可能な限り少なくすることを目的に児童相談所と市町村、警察の間で虐待案件を漏れなく確実に共有し連携しての活動等を求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、これまでに約 3 万 5,000 人の署名及び法改正を求める要望書を安倍総理大臣宛に提出し、あわせて多くの自治体への要望活動も行っております。その結果、茨城県、愛知県、埼玉県、岐阜県、大阪府、群馬県、神奈川県、名古屋市、三重県、静岡県、沖縄県等 27 の道府県・政令市等は児童相談所と警察とで全件共有の上連携した活動を実施していただいております(岐阜県、北海道には直接要望していないにもかかわらず実施していただき、私どもの要望活動以前から高知県、大分県、広島県・広島市では全件共有が実施されております。)。さらに、現時点で多くの自治体で前向きにご検討いただいております、近々数自治体で実現される見込みです。

3 全国で見れば、児童相談所が関与しながらみすみす虐待死を防ぐことが出来なかった事件は 2003 年 7 月から 2017 年 3 月までで 218 件に上り、さらに毎年積みあがっています。これらの多くは、児童相談所は警察と情報共

有せず(当初は共有されてもその後十分な連携をせず)、案件を抱え込んで自ら家庭訪問もほとんどせず放置していた事例です。

多くの児童相談所は自ら関与しながら虐待死等重篤な事案に至らしめた多くの事件で「危険性が低いと判断した」旨弁明することが通例ですが(璃愛来ちゃん事件でも同様)、虐待死等重篤な事案は児童相談所が危険性が低いと判断し警察と情報共有せず案件を抱え込んだ事案で発生しています。神ならぬ人間の身で、1回や2回家庭訪問ただけで虐待リスクの正確な判断は不可能です。1回や2回の家庭訪問で「この案件は虐待ではない、あるいは緊急性は低い」などと断定することは危険極まりないことです。親が虐待を否定することは珍しくなく、虐待の急なエスカレート、親の精神状態の悪化、暴力的な同居人の出現等の事態も珍しくありません。

璃愛来ちゃん事件では、鹿児島県の児童相談所は、警察が4度も保護し、二度も一時保護の必要があるとの意見を受けながら「親子の愛着が感じられる」などとして一時保護せず、4月3日以降一度も家庭訪問すらしていません。出水市は病院から璃愛来ちゃんの体にあざがあるとの通報があったにもかかわらず、警察にも児童相談所にも通報していませんでした。

本事案では危険な案件と判断していたのは警察だけだったようですが、鹿児島県が子どもが求める全件共有と連携しての活動を受け入れ、児童相談所、市町村、警察が虐待案件を共有した上、それぞれの機関が把握する危険な兆候を共有し、虐待リスクを正確に判断する取り組みをしていれば、今回児相や市が判断したように、緊急性がない事案と軽信することなく、危険な案件と判断でき、関係機関が人手を出し合ってより頻繁な家庭訪問、一時保護など適切な対応ができたと思われます。また、全件共有と連携しての活動を続けていれば、自ずから児童相談所と警察、市町村との信頼関係が構築され、今回の児相のように、警察の保護すべきという意見を一方的に拒絶することなく、一時保護も適切に行うようになり、璃愛来ちゃんを救うこともできたと思われます。

子ども虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘い事案ではありません。子どもを虐待から守るためには、児童相談所、市町村、警察等関係機関で漏れ

なく確実に情報共有した上でその後も密接に連携し危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にある認められる事案については直ちに警察に通報し、危険な家庭にいる子どもを緊急に保護するという態勢の整備が是非とも必要です。

4 平成 30 年 7 月 20 日、政府が策定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、「Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化」の中で児童相談所から警察に情報提供される案件は「虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報」等に限定されています。しかし、政府の本基準は極めて不十分なものです。

(1)「虐待による外傷があると考えられる事案」は共有するといっても、児童相談所の職員が確認できるのは、顔や腕など衣服に覆われていない箇所に傷がある事案だけで、腹部や背中、臀部などに傷ややけどを負わされている事案は分かりません。顔に傷をつける親は衝動的に殴ってしまう親ですが、腹部や背中などを傷つける親は、児童相談所や警察に虐待が露見しないように虐待を加えているもので、より悪質なケースといえます。しかし、政府の定めた今回のⅢ①の情報共有の基準では、このようなより親が悪質な、子どもがより危険な状態にある事案は情報共有の対象とならず、警察はこのような危険な状態にある子どもを知らないままでいいとされているのです。また、そもそも、傷のない子どもが安全だという保証も何もなく、これまでも、傷がないとして警察に通報されなかった案件で多くの虐待死事件が起こっています。

(2)次に、「虐待による」という限定が付されていることも問題です。多くの事案で親は虐待による傷であることを否認し、あるいはベッドから落ちた、(幼い)兄が踏んづけたなどと虚偽の説明をして、児童相談所が虐待ではないと判断することがよく行われていますが(結愛ちゃん事件における香川県の児童相談所など)、これではそのようなケースは警察と共有されないことになってしまいます。しかし、親による虐待であるにもかかわらず、親が否認し、児童相談所がそれを真に受けて、あるいは断定できないとして虐待と判断しない事案で、警

察に連絡しないまま虐待死に至る事件が多発しているのです。

(3)さらに、「ネグレクトがあると考えられる事案」という基準ですが、親が否定したら「ネグレクトとは断定できない」などと判断するというこれまでの対応例からすると、極めて狭い範囲しか警察と共有されなくなってしまう。

「性的虐待があると考えられる事案」についても同様で、父親が否定すれば性的虐待があるとは言い切れないと判断するのであれば、多くの事案が警察に通報されないままになってしまいます。

以上から、政府の本基準は、子どもを虐待から守るために致命的に不十分なものであり、鹿児島県がこれに準ずるべきものでないことは明らかです。前記 2 のとおり多くの自治体では政府の本基準に沿うことなく、漏れなく確実な情報共有が実施されています。

5 そこで、鹿児島県、鹿児島県警察、出水市におかれましては、既に全件共有と連携しての活動に取り組んでいる多くの自治体の取組にならい、下記の内容のとおり、関係機関が情報共有の上連携して活動し子どもたちをお守りくださいますようお願いいたします。

特に①は必須です。どこに虐待されている子どもたちが居住しているかという情報すら、警察が知らされないままでは、警察が 110 番通報、DV 対応、迷子・家出少年の保護等の日常の警察活動で虐待家庭や被害児童に接しても、親に騙されるなどして虐待に気づくことなく見逃してしまい、子どもたちを救うことができず、最悪虐待死に至らしめてしまうのです。平成 26 年の東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、平成 21 年の大阪市西淀川区聖香ちゃん虐待死事件はそういう事件です(前者は児童相談所、後者は学校が知りながら警察に知らせなかった事件)。

家庭という密室で逃げることも助けを求めることもできずに虐待を受けている子どもたちは、児童相談所、市町村だけに助けてほしいなどと望んでいます。暴力被害に遭った大人がそうであるように、警察にも、というよりも、警

察にこそ助けてほしいと願っているのです。2月には兵庫県加古川市で小3女兒が「母からよくたたかれる」と110番通報がなされ女兒が保護され、5月には仙台市で小2男児が父親から暴行を受け夜間800mも離れた交番に駆け込み保護される事件が起こっています。仙台市の児童相談所は学校から通報を受けていましたが、警察にも連絡せず、自ら家庭訪問もせず放置していました。千葉県野田市で虐待死させられた心愛さんも父親から暴力を受け、学校に「何とかありませんか」と助けを求めていたのですが、学校から通報を受けた児童相談所は警察に連絡せず、結局虐待死に至らしめています。

虐待されている子どもたちは、児相や市町村に自分たちのことを警察に知らせないでくれなどとは望んでいないのです。虐待親の中に警察に知らせないことを望む親がいることをもって、知りながらどこに虐待されている子どもがいるかという情報すら警察に提供しないという児童相談所や市町村の取組は、家庭で逃げることもできず、助けを求めることもできず命の危険にさらされている子どもたちに

「きみたちのことは警察に知らせないよ。お父さんやお母さんが嫌がるんでね。きみたちよりお父さん、お母さんの方が大事なんだよ。それできみたちが警察に助けてもらえなくても仕方ないんだよ。」

と言っているのに等しいのです。子どもの命を軽んじる対応としか言いようがありません。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄す

る警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③ 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児、不登校・長期間欠席等の事案について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在・安否を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合、虐待が懸念される子どもの欠席が続く場合等子どもの安全が懸念される場合には、直ちに警察に発見・保護を要請するものとする。また、学校は児童生徒が虐待を受けている疑いがあると認めたときは直ちに警察に通報するものとする。

④ 児童相談所は、一時保護を躊躇しないことを基本方針とするとともに、一時保護をしようとする場合、あるいは一時保護を解除しようとする場合には、あらかじめ事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの置かれている危険性について十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、直ちに動くことのできる機関(警察であることが多いと思われる)が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には直ちに保護するという仕組みを整備

する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(鹿児島県には各市町村に⑥につきご指導していただくようお願いいたします。)

⑦ 児童相談所と市町村、警察、学校、病院、保健所等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し常に情報を共有しつつ子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、相互に他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関でより密接に連携した取組ができるようになり、それまでより格段に多くの子どもたちを救うことができるようになるのです。このような取組は子どもを守るためにはごく当然の、なぜ取ろうとしないのか説明できないほど当然の取組であることにつき是非ご理解賜り、直ちに実現していただくようお願いいたします。

どうか多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、知事、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士) tel 090-2563-5206 fax 03-6317-5298
kgoto@ab.auone-net.jp<http://www.thinkkids.jp/>
<https://facebook.com/thinkkidsjp/>

資料

主な賛同者の方々

[医師・病院関係]日本医師会、日本産婦人科医会、聖路加国際病院、山田記念病院、東京都医師会、東京都看護協会、日本精神科看護協会、救急ヘリ病院ネットワーク、辻野クリニック、つがわ歯科・矯正歯科、関口医院、千船病院

[学校・施設・行政関係]全日本私立幼稚園連合会、岩城正光(弁護士・元名古屋市副市長)、成光学園、全日本教職員連盟、東京都小学校 PTA 協議会

[企業経営者]後藤高志(西武 HD 社長)、安部修仁(吉野家 HD 会長)、鎌田伸一郎(セントラル警備保障社長)、嘉納毅人(菊正宗酒造社長)、堀義人(グロービス経営大学院学長)、坂野尚子(ノンストレス社長)、秋田正紀(松屋社長)、五十嵐素一(白洋舎社長)、岡本毅(岡本硝子社長)、菊池廣之(極東証券会長)、福田孝太郎(フクダ電子会長)、迫本淳一(松竹社長)、古賀信行(野村 HD 会長)、清野智(JR 東日本会長)、伊藤雄二郎(三井住友銀行副頭取)、岡部俊胤(みずほフィナンシャルグループ副社長)、大野剛義(治コンサルタント社長)、柘植康英(JR 東海社長)、三浦惺(NTT 会長)、佐藤茂雄(京阪電鉄最高顧問)、佐々木隆之(JR 西日本会長)、滝久雄(ぐるなび会長)、葉田順治(エレコム社長)

[ジャーナリスト]櫻井よしこ、細川珠生、門田隆将、大宅映子

[弁護士・公認会計士]岡村勲(全国犯罪被害者の会元代表幹事)、迫本栄二、國廣正、芝昭彦、深澤直之、今井健夫、南賢一、河端雄太郎、大澤寿道、川本瑞紀、田中俊平、森口聡、石川正

[その他]ひょうご被害者支援センター、山下泰裕(全柔連副会長)、牛尾奈緒美(明治大学教授)、四方修、神崎邦子、かづきれいこ、島田妙子、慎泰俊(リビン

グ・イン・ピース代表理事)、矢満田篤二(元愛知県児童福祉司・社会福祉士)

(肩書きはご賛同当時 敬称略)